

議案第 27 号

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 6 号及び第 23 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は
管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設の職員の配置の基準について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。